

# 家畜の飼養衛生管理状況に関する 「定期報告書」の提出をお願いします！

家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病的発生を予防するために飼養衛生管理基準を定めています。また、家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生状況に関する事項について、都道府県知事に報告することが義務づけられています（家畜伝染病予防法第12条）。

つきましては、令和8年次の定期報告書を当所まで提出してください。

※提出方法：FAX、メール、郵送、持参のいずれか

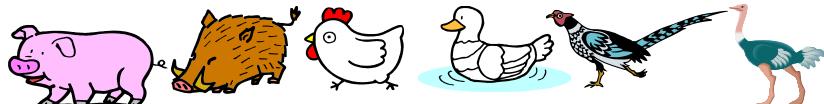
## 対象家畜の種類、報告事項及び報告期限



家畜の種類・頭羽数区分	牛・水牛・馬		めん羊・山羊・豚・いのしし・鹿		鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥		だちょう・エミュー	
報告事項	2頭以上	1頭	6頭以上	6頭未満	100羽以上	100羽未満	10羽以上	10羽未満
基本情報 (所有者、頭羽数など)	○	○	○	○	○	○	○	○
畜舎・ふ卵舎の数	○	—	○	—	○	—	○	—
チェックシート	○	—	○	—	○	—	○	—
添付書類	○	—	○	—	○	—	○	—
報告期限	令和8年 4月15日				令和8年 6月15日			

○：報告が必要な項目、—：報告が不要な項目

## 報告内容及び必要書類



### 1 基本情報（令和8年2月1日時点の状況を記入してください）

所有者の氏名、住所、家畜の種類及び頭羽数、飼養衛生管理者、畜舎及びふ卵舎の数など

### 2 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

### 3 添付書類

農場平面図（衛生管理区域、消毒設備の設置場所）、必要のない者を立入らせないための措置、畜舎ごとの家畜の飼養密度、家畜伝染病発生時における埋却地、焼却地の準備状況、農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルなど

不明な点がありましたら、当所までお問い合わせ下さい。